

長期休暇期間中の障害児通所施設時間外延長利用事業 報酬一覧

(円)

区分	類型内容	算定条件※1	日額
児童	基本額	児童一人あたり5時間まで	7,500
	専門職配置加算※2	専門職一人あたり5時間まで	16,200
	延長加算(基本額)	5時間以上実施した場合 一人あたり1時間単位(日額)で算定	1,500
	延長加算(専門職)※2	5時間以上専門職を配置した場合 一人あたり1時間単位(日額)で算定	3,200

※1 障害福祉サービス報酬の給付対象となる範囲を除く。ただし、報酬の延長支援加算については、2時間以上に係る部分は対象。

※2 専門職に関する加算は、従事者名簿に記載した者のみ対象。